

平成23年第6回平群町議会  
定例会会議録（第4号）

招集年月日	平成23年12月16日
招集の場所	平群町議会議場
開会（開議）	12月16日午後2時3分宣告（第4日）
出席議員	1番 井戸太郎                      2番 戎井政弘 3番 奥田幸男                      4番 森田勝 5番 植田いずみ                      6番 山口昌亮 7番 高幣幸生                      8番 窪和子 9番 山田仁樹                      10番 下中一郎 11番 繁田智子                      12番 馬本隆夫
欠席議員	なし
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長 岩崎万勉 副町長 山中淳史 教育長 森井恵治 会計管理者 瓜生浩章 総合政策課長 今村雅勇 総務財政課長 西本勉 税務課長 経堂裕士 住民生活課長 城光良 健康保険課長 水谷隆英 福祉課長 塚本敏孝 経済建設課長 植田充彦 監理課長 上田武司 教育委員会総務課長 岡田仁 上下水道課長 森岡博續
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 西脇洋貴 主幹 森田アイ子 主任 竹村恵
町長提出議案の題目	第1号に同じ
請願	第1号に同じ
議員提出議案の題目	発議第12号 鳥獣被害防止対策の充実を求める意見書（案） 発議第13号 国民生活の安心と向上を図る各種基金事業の継続を求める意見書（案）

<p>議員提出議案 の 題 目</p>	<p>発議第14号 「介護職員処遇改善交付金事業」を平成24年度以降も継続することを求める意見書（案）</p> <p>発議第15号 暮らし・農業・医療を破壊するTPP（環太平洋連携協定）参加に反対する意見書（案）</p> <p>発議第16号 政党助成金を廃止して東日本大震災被災者救援に使うことを求める意見書（案）</p>
<p>議 事 日 程</p>	<p>議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。</p>

平成 23 年 第 6 回 ( 1 2 月 )  
平群町議会定例会議事日程 ( 第 4 号 )

平成 23 年 1 2 月 1 6 日 ( 金 )  
午後 2 時 開 議

- |        |          |  |
|--------|----------|--|
| 日程第 1  |          | 諸般の報告  |
| 日程第 2  | 議案第 55 号 | 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例<br>について ( 文教厚生委員長報告 )         |
| 日程第 3  | 請願第 5 号  | 安心して子どもを産み育てられる環境づくりを求<br>める請願書 ( 文教厚生委員長報告 )        |
| 日程第 4  | 請願第 6 号  | 子どもの医療費助成制度の拡充を求める請願書<br>( 文教厚生委員長報告 )               |
| 日程第 5  | 発議第 12 号 | 鳥獣被害防止対策の充実を求める意見書 ( 案 )                             |
| 日程第 6  | 発議第 13 号 | 国民生活の安心と向上を図る各種基金事業の継続<br>を求める意見書 ( 案 )              |
| 日程第 7  | 発議第 14 号 | 「介護職員処遇改善交付金事業」を平成 24 年度<br>以降も継続することを求める意見書 ( 案 )   |
| 日程第 8  | 発議第 15 号 | 暮らし・農業・医療を破壊する TPP ( 環太平洋<br>連携協定 ) 参加に反対する意見書 ( 案 ) |
| 日程第 9  | 発議第 16 号 | 政党助成金を廃止して東日本大震災被災者救援に<br>使うことを求める意見書 ( 案 )          |
| 日程第 10 |          | 委員会の閉会中の継続調査の件                                       |

再 開 （午後 2 時 0 3 分）

議 長

皆さん、こんにちは。

本会議初日、固定資産評価審査委員会委員に選任同意をいただきました宮前吉男様があいさつに参っておられますので、ごあいさつをお受けしたいと思います。よろしく願いいたします。

固定資産評価審査委員（宮前吉男）

こんにちは。本議会におきまして固定資産評価審査委員会委員ということで選任をいただきました、福貴団地に住まいします宮前吉男と申します。

任期期間中におきましては、平群町のため、固定資産評価審査委員会委員として中立的、専門的な立場から、誠心誠意、皆様方とともに努めてまいりたいということで、よろしく願いいたします。今後ともひとつよろしく願いします。

議 長

御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、平成23年平群町議会第6回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

（ブー）

議 長

12月14日の本会議で、高幣幸生君の一般質問の中で、町の国際化と外国人ホームステイ宅への補助金の支給等についての再質問で不適当な発言がありましたので、不適当な発言を取り消し、その部分を会議録から削除することに異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議 長

異議なしと認めます。高幣幸生君の不適当な発言を取り消し、その部分を会議録から削除することに決定いたしました。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしております議事日程表のとおりであります。日程表に従い議事を進めてまいります。

日程第1 諸般の報告を行います。

12月15日開催の議会改革特別委員会の報告を求めます。繁田君。

議会改革特別委員長（繁田智子）

昨日、12月15日ですが、午前10時から議会改革特別委員会を開催をいたしました。案件は、インターネットによる議会中継についてということでございます。

高幣副委員長のほうから趣旨説明と提案がございまして、委員で御議論をいただきました。特段の御反対の意見はなく、ほぼ全員、インターネットによる議会中継についてはよい方法であろうと。これからの議会の透明性をより深めていくために、また公開性を進めていくためによかろうという御意見に集約されたように思います。ただ、セキュリティーの面、あるいは編集上の問題、それから経費がどの程度かかるかということについては、なお今後、何度か委員会を開催する中で調査研究をしていかなければならないということも同時に確認をされております。

以後、これからも継続をして調査研究に努めてまいりたいと考えております。

以上、御報告申し上げます。

議長

続きまして、経済建設課長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。経済建設課長。

経済建設課長

それでは、1点、報告をさせていただきます。

土砂条例違反で刑事告発をしました件につきまして報告をさせていただきます。

平成22年11月26日の臨時議会におきまして、告発に至った経緯を報告をさせていただきますが、一定の決着がありましたので、その後の経過につきまして報告をさせていただきます。

平成22年11月5日に西和警察署に告発をし、平成23年9月30日に奈良地方裁判所に起訴をされました。その後、平成23年12月1日に判決が宣告をされ、判決内容ですが、懲役6カ月、執行猶予3年の有罪判決となりました。判決理由としましては、搬入した土砂が大量であり、権限がないのに土砂を搬入し、行政指導に従わず原状復旧の努力が微小であることから、罰金刑ではなく懲役刑が相当である。しかし、犯罪事実をすべて認め、被告人が高齢であり、平成以降の犯歴がなく、被告人による原状回復に期待することから、執行猶予つきとされました。また、判決の言い渡し後、裁判官より、民事行政上の義務は継続するとつけ加えられました。

なお、昨日、12月15日が大阪高等裁判所への控訴期限でありましたが、控訴の申し立てがありませんでしたので、本日12月16日付で刑が確定しま

した。したがって、今後、町としましては行政代執行も視野に入れて、被告発人に対し、安全性を確保するための原状回復、あるいは是正措置を講じるよう、毅然とした態度で臨んでまいりたいと考えております。

以上、報告させていただきます。

議長

日程第2 議案第55号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例  
について

日程第3 請願第5号 安心して子どもを産み育てられる環境づくりを  
求める請願書

日程第4 請願第6号 子どもの医療費助成制度の拡充を求める請願書

以上3件を会議規則第37条の規定により一括議題とします。

本案3件については、文教厚生委員会に付託しておりますので、委員長の報告を求めます。植田委員長。

文教厚生委員長（植田いずみ）

それでは、文教厚生委員会委員長報告をさせていただきます。

去る12月6日、平群町議会第6回定例会本会議において当委員会に付託を受けた議案並びに請願の審査結果を御報告いたします。

当委員会に付託を受けました案件は、議案第55号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、請願第5号 安心して子どもを産み育てられる環境づくりを求める請願書、請願第6号 子どもの医療費助成制度の拡充を求める請願書であります。順次、審査結果を御報告いたします。

まず、議案第55号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての質疑では、今回の税率改正で平均1人当たり、また1世帯当たりどれだけの減額になるのかと質され、1人当たり2,900円、1世帯当たり5,300円程度の減額になるとの答弁がありました。

基金の状況について、平群町は他町と遜色のない状況になっている。今後、基金をどのような状況にしようとしているのかと質され、国民健康保険財政を安定的に運用していかなければならないと考えている。その意味では、医療費に見合った状況を勘案しなければならない。金額で言うのは非常に難しいが、過去に提案されたのは、予算総額の5%程度を一つの基準として示されたことがある。いまそれを適用するのではないが、ある程度の目安としているとの答弁がありました。

1人当たり、1世帯当たりの減額の詳細について質され、医療分で1人当たり3,900円の減額、介護分で2,900円の増額、全体で1人当たり2,900円の減額、1世帯当たりでは医療分で7,200円の減額、介護分で3,

800円の増額となり、全体で1世帯当たり5,300円の減額との答弁がありました。

限度額の改正により、限度額に達する高額所得者の所得金額と負担が増えることへの対応について質され、医療分について、夫婦2人世帯で課税所得650万3,000円、介護分で857万円、支援金分で724万2,000円以上です。広報や7月に納税通知書を発送する際、重点的にPRをする等の答弁がありました。

23年度予算では、1,000万円の歳入欠陥が出ると試算していたが、結果として資産割を廃止して、なおかつ黒字になる見通しとなっていることから、予算編成上、問題はなかったかと質され、これまで決算に見合った予算になっていなかったという点は反省しなければならないが、医療費の増嵩の予測が、不確定要素が多々ある中で非常に難しいものがある。決算で乖離が出ないよう予算編成をしていきたい旨の答弁がありました。

今回の改正で世帯割が引き下げられた理由には、ひとり暮らしや年配の方の世帯が多いことが要因として大きいと思われるが、ひとり暮らしの方はどれぐらいなのか、このような傾向は続くのかと質され、1人世帯のデータは持ち合わせてはいないが、世帯平均の人数は1.7から1.8人程度、高齢世帯が増えていく傾向にある旨の答弁がありました。

中間層や低所得者層の負担軽減を図るため、限度額の政令改正がされてきたが、この間、平群町では限度額の改定をしなかった理由を質され、財政状況やいろいろなことを勘案して、行ってこなかったとの答弁がありました。

医療費を下げる具体的な対策について質され、平群の1人当たりの医療費は、22年度では県下で15番目と平均より高い状況にあり、奈良県自体も全国で医療費が高い県となっている。また、特定健診の今年度の目標に対して、現在半分ぐらいの達成にとまっている。目標に近づける施策を講じる必要があると思っている。今後も努力をしていきたい旨の答弁がありました。

採決の結果、全員異議なく原案可決すべきものと決定いたしました。

請願第5号 安心して子どもを産み育てられる環境づくりを求める請願書について、審査結果を報告いたします。

請願の要旨は、1、子どもの医療費助成制度を入院・通院とも小学校卒業まで拡充し、将来、中学校卒業まで拡充を求めるものです。また、窓口負担をなくし、現物給付方式の採用を県に強く求めるものです。2、子宮頸がん・ヒブ・小児用肺炎球菌ワクチンの公費助成を来年度以降も継続することを求めるものです。3、妊婦健診(14回分)の公費助成を来年度以降も継続することを求めるものです。

質疑では、拡充に伴う財源について質され、通常の年で、小学校卒業まで入院、通院合わせてプラス2,600万円。中学校卒業までだとプラス4,000万円ほど必要である旨の答弁がありました。

少子化対策の意味からも、この請願は大事と考える。町としてより一層対象年齢を拡充するよう県へ働きかけを行っていただきたいと質され、少子化問題は国を挙げて取り組むべき問題であることから、県や国に対して要望していきたいとの答弁がありました。

また、議会として拡充に向けた意見書の検討を願いたい旨の提案がされました。

請願者の思いをお聞きしたい旨の質問に、請願者より3,000名を超える署名は子育て中のお母さんたちにとって医療費が経済的に大きな負担となっている。窓口負担をなくして安心して病院にかかれるよう、県へ強く要請してほしい。子宮頸がん、ヒブ、肺炎球菌の予防ワクチンや妊産婦健診の公費助成の継続で、子どもを産み育てやすいまちづくりのために、議会の採択をお願いしたい旨の発言がありました。

採決の結果、全員異議なく採択すべきものと決定いたしました。

請願第6号 子どもの医療費助成制度の拡充を求める請願書についての審査結果を報告いたします。

請願の要旨は、子どもの医療費助成制度（無料化）を早急に小学校卒業まで拡充することを求めるものです。

質疑では、紹介議員に対して、財源の確保の点から、この間減っている人口をもとに戻すことが一番だと考えるが、腹案があればお聞きをしたいとの質問に、今回の請願は財源のこともあるが、基本的に一番の思いは、子どもを育てやすい環境にしてほしい。昨今の社会情勢の中で、若い人たちの中に非正規雇用が多い。それは収入が少ないということにもつながり、病院にかかるのもちゅうちょすることになる。子育てを大事にする町にしてほしいというのが一番の願いである。財政的にも無駄を削ってきた。年間60億から70億の財政から、子どもたちのために使う財源として2,600万円というのは決して多くはないと考える。人口増も含めたさまざまな努力をしていくことでできると考えているとの答弁がありました。

紹介議員に対して、賛同署名は最終何筆かとの質問に、2,010筆との答弁がありました。

採決の結果、全員異議なく採択すべきものと決定いたしました。

以上が当委員会に付託を受けました議案並びに請願の審査結果であります。よって、文教厚生委員会委員長報告といたします。

平成23年12月16日

文教厚生委員会

委員長 植田 いずみ

議長

ありがとうございました。

それでは、これより順次質疑、討論、採決を行います。

まず、議案第55号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

議長

ないようでしたら、委員長報告に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより議案第55号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告どおり決定することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議長

異議なしと認めます。よって、本案については委員長の報告どおり可決することに決定しました。

続きまして、請願第5号 安心して子どもを産み育てられる環境づくりを求める請願書の委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

議長

ないようでしたら、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。はい、繁田君。

1 1 番

請願第5号 安心して子どもを産み育てられる環境づくりを求める請願書につきましては、私は趣旨採択という立場で一言、討論をさせていただきます。

請願の内容は3項目にわたるものでありますが、どれも平群町の将来を考えた場合に非常に重要な政策であるということはだれもが認めるところであります。ただ、委員会質疑というよりも、過般の一般質問の町の答弁にもありましたように、財政的な問題との絡みもございまして、できるだけ努力をしたいという御答弁であったと思います。すべてを実現できなくても、できる部分から鋭意取り組んでいただきたいということを要望いたしまして、趣旨採択とさせていただきます。

以上です。

議 長

ほかございませんか。はい、窪君。

8 番

ただいま繁田議員のほうから趣旨採択ということで御発言がありましたが、その趣旨採択には反対をさせていただきたいと思います。

3,041名という皆様の思いで提出された請願書でありますので、議会としては、この請願すべてに対して議会として採決をすべきものと考えます。

以上です。

議 長

ほかにごございませんか。

「なし」の声あり

議 長

ないようでしたら、討論を終結いたします。

まず初めに、請願第5号 安心して子どもを産み育てられる環境づくりを求める請願書について、趣旨採択すべきであるとの繁田議員からの発言に基づき、趣旨採択することについて採決を行います。

趣旨採択することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成者挙手

議 長

挙手少数であります。よって、趣旨採択することは否決されました。

これより、請願第5号 安心して子どもを産み育てられる環境づくりを求める請願書を採決します。この採決は挙手によって行います。

この請願に対する委員長の報告は採択です。請願第5号 安心して子どもを産み育てられる環境づくりを求める請願書を採択することに賛成の方は挙手願います。

#### 賛成者挙手

議長

挙手多数であります。よって、請願第5号 安心して子どもを産み育てられる環境づくりを求める請願書は採択することに決定しました。

これより、請願第6号 子どもの医療費助成制度の拡充を求める請願書の委員長報告に対する質疑に入ります。

#### 「なし」の声あり

議長

ないようでしたら、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。繁田君。

11番

請願第6号 子どもの医療費助成制度の拡充を求める請願書については、先ほどと同様、趣旨採択という立場で一言、討論を申し上げたいと思います。

たくさんの方々の署名を添えての請願であるということは、私自身も真摯に受けとめておりますし、また、平群町の将来を担っていく子どもたちが健康ですくすくと育つことはだれしもが願っていることであります。

ただ、この委員会の質疑の中にありましたように、昨今の社会情勢の中で、若い人たちの中に非正規雇用が多くて収入が少ないということは別の問題だと思うんですね。正規雇用を進めていくという労働問題とこの問題を混合させるというのは、私はちょっといかなものかというふうに感じております。しかしながら、町当局としましても、厳しい財政の中でできるだけの取り組みとか努力を払いたいという姿勢を示されておりますので、できるだけのことを24年度当初予算に取り入れていただきたいということを強く要望いたしまして、趣旨採択とさせていただきます。

以上です。

議 長

ほかにございませんか。植田君。

5 番

私は、趣旨採択という立場では反対の立場で討論させていただきます。

先ほどの窪議員からもありましたが、この署名にも今回2,000名を超える多くの住民の方々の思いが寄せられています。この間、やはり平群町で子育てしやすいまちづくりを何とかしてほしいという、そういう多くの住民の方々の思いを、私は議会としてきっちりとその立場を明確にすべきだという立場から、趣旨採択ではなく採択をすべきという立場で、趣旨採択には反対をいたします。

以上です。

議 長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

議 長

ないようでしたら、討論を終結します。

請願第6号 子どもの医療費助成制度の拡充を求める請願書について、まず、趣旨採択すべきであるとの繁田議員からの発言に基づき、趣旨採択することについて挙手により採決いたします。

趣旨採択することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成者挙手

議 長

挙手少数であります。よって、趣旨採択することは否決されました。

これより、請願第6号 子どもの医療費助成制度の拡充を求める請願書を採決します。この採決は挙手によって行います。

この請願に対する委員長の報告は採択です。請願第6号 子どもの医療費助成制度の拡充を求める請願書を採択することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

議 長

挙手多数であります。よって、請願第6号 子どもの医療費助成制度の拡充を求める請願書は採択することに決定しました。

日程第5 発議第12号 鳥獣被害防止対策の充実を求める意見書(案)を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

局長

それでは朗読いたします。

発議第12号

鳥獣被害防止対策の充実を求める意見書(案)

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

平成23年12月16日

提出者 窪 和子

賛成者 奥田 幸男

” 高 幣 幸 生

鳥獣被害防止対策の充実を求める意見書(案)

近年、野生生物による農作物の被害は、深刻な状態にあり、その被害は経済的損失にとどまらず、農家の生産意欲を著しく減退させ、ひいては農村地域社会の崩壊を招きかねないなど、大きな影響を及ぼしています。

野生鳥獣による農作物被害額は、平成21年度において213億円で、前年度に比べて14億円増加しています。鳥獣被害全体の7割がイノシシ、シカ、サルによるもので、農作物の被害に止まらず、山林の荒廃を招き、豪雨時の土砂流出被害にもつながっている、との指摘もあります。

このような状況を踏まえ、国においては平成19年12月、議員立法(全会一致)により、「鳥獣被害の防止のための特別措置に関する法律」が成立。これに基づき鳥獣被害防止総合対策交付金の支給や地方交付税の拡充、都道府県から市町村への獲得許可の権限委譲など、各種支援の充実が図られました。

しかしながら、生息域の拡大を続ける野生生物による被害防止を確実なものとするためには、ハード・ソフト両面による地域ぐるみの被害防止活動や地域リーダー、狩猟者の育成、被害農家へのより広範な支援などの対策の強化が不可欠です。

また、野生生物の保護並びに被害防止対策のための適切な個体数管理の上からも、正確な頭数の把握は欠かせませんが、その調査方法はいまだ十分なものとはいえず、早期の確立が望まれます。

よって国におかれては、鳥獣被害防止の充実を図るため、下記の事項を速や

かに実施されるよう強く要望します。

記

- 1 地方自治体が行う被害防止施策に対する財政支援を充実すること。
- 2 現場では有害鳥獣対策についての専門家が不足していることから、専門的な知識や経験に立脚した人材の養成及び支援策を講じること。
- 3 有害鳥獣の正確な生息数の把握ができる調査方法を確立すること。
- 4 効果的な野生鳥獣被害防止対策を構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上でございます。

議長

提出者の趣旨説明を求めます。窪君。

8 番

ただいま事務局長に朗読をしていただきました意見書の中にも書かせていただいておりますが、野生生物による農作物の被害が大変深刻な状況で、農作物被害額も大変大きなものとなっております。

平群町の現状ですが、担当課のほうにお尋ねをいたしましたところ、いまイノシシの駆除件数が、平成20年度では74件、21年度では140件、平成22年度では217件と大変高い駆除件数、増加をしております。本年はこの伸びよりも少し低い状況だということでありまして。また、アライグマであります。平成22年度で24件、またこの平成23年、現時点ではもう43件を捕獲をしているということでありまして。また、いま、生駒市、三郷町、平群町で協議会を立ち上げられて、国からの交付金も本町はいただいております。また、農作物の被害額ですが、平成21年度のときにこの協議会立ち上げのために調査をしていただいたそうですが、イノシシで約400万円、アライグマで約100万円という大きな被害額が出ていますとお聞きをしております。国も被害防止対策交付金等の支援が図られてきましたが、拡大し続ける野生生物による被害防止をさらに確実なものとするための意見書であります。

どうか皆様に御賛同をいただきますようお願いをいたします。

議長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。  
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。  
これより発議第12号について採決を行います。

本案については原案どおり可決し、意見書として関係行政庁へ送付することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決し、関係行政庁へ送付することに決しました。

日程第6 発議第13号 国民生活の安心と向上を図る各種基金事業の継続を求める意見書（案）

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

局 長

それでは朗読いたします。

発議第13号

国民生活の安心と向上を図る各種基金事業の継続を求める意見書（案）  
上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

平成23年12月16日

提出者 窪 和 子

賛成者 奥 田 幸 男

” 高 幣 幸 生

国民生活の安心と向上を図る各種基金事業の継続を求める意見書（案）  
安心社会を構築するため、医療や介護の充実、子育て支援の強化などに対する各種基金制度が設けられ、地方自治体における迅速かつ柔軟な取り組みに対して支援が行われてきました。しかし、こうした基金事業の多くが今年度限りで終了します。

特に、下記に掲げる基金については、多くの関係者から事業継続を求める声が上がっております。国民生活の安心と向上を図る上からも、こうした基金および基金事業を継続するよう、政府に強く求めます。

#### 記

##### 一、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例基金

地方自治体における子宮頸がん予防ワクチン、Hibワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの接種事業を財政支援する基金であり、ワクチン接種について予防接種法の対象疾病に位置付ける法改正が実現するまで継続すべきである。

##### 一、安心子ども基金、および妊婦健康診査支援基金

保育所や放課後児童クラブなどの整備を後押しする安心子ども基金、および妊婦健診の負担軽減を図る妊婦健診支援基金について政府は、新たに創設する子ども・子育て新システムの中で対応するとしているが、具体的な中身が明らかになっておらず、当面は基金事業による対応が現実的であり、継続すべきである。

##### 一、介護職員処遇改善等臨時特例基金

介護職員の賃金引き上げなどを行うための基金として創設し、今年度末まで予算措置されているが、来年度以降の対応は、引き続き基金事業によるのか介護報酬によるのか、方向性がまだ見えていない。介護職員の処遇改善は極めて重要な課題であり、介護報酬で手当できない場合は、既存の基金を積み増しし、着実に賃金引き上げなどに充てられるよう措置すべきである。

##### 一、障害者自立支援対策臨時特例基金

障害者自立支援法の施行に伴う事業者の経過的な支援を行うため、平成18年度から20年度までの特別対策として実施し、その後、既存事業の拡充や新たな事業を盛り込み、今年度末まで延長されている。来年度以降も、新体系移行後の事業所支援やグループホーム等の設置補助などが必要であり、基金継続によって柔軟な支援をすべきである。

##### 一、地域自殺者対策緊急強化基金

地域における自殺対策の強化を図るための基金として、電話相談窓口の充実など地方自治体における具体的な取り組みに活用されており、こうした取り組みを切れ目なく支援するため、継続かつ基金の積み増しが必要である。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上でございます。

議長

提出者の趣旨説明を求めます。窪君。

8 番

ただいま事務局長に朗読をしていただきましたが、この各種基金事業は、医療や介護の充実、子育て支援の強化などを目的にしていまいりましたが、すべて今年度限りで終了し、来年度以降の方針が明らかにされておられませんので、存続、拡充を求めるための意見書であります。

具体的には、地方自治体のワクチン接種事業を財政支援するための子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例基金や、保育所や放課後児童クラブなどの整備を進める安心子ども基金、また妊婦健診の負担軽減を図る妊婦健康診査支援基金、また介護職員の賃金引き上げなどを行うための介護職員処遇改善等臨時特例基金など、いずれの事業も国民生活の安心を図る観点から、我が党が与党時代に熱心に取り組んできたものであります。子宮頸がんや細菌性髄膜炎などは予防接種法の対象疾病に位置づけるように訴えておりますが、同法改正までの間は、基金による財政支援を継続すべきだと重ねて主張をしてまいりました。子育て支援に関する基金についても、民主党政権では、新たに創設する子ども・子育て新システムの中で対応するとしておりますが、具体的な法案づくりはこれからであり、当面は基金事業での対応が現実的との指摘は当然と言えます。また、介護職員の処遇改善を図るための基金は、自公政権当時、2011年度末までの予算を計上しておりました。しかし、来年度以降の方向性がなかなか示されておられませんでした。一昨日ですか、20日にこの子宮頸がんを初めこのワクチン接種、また妊婦健診、この基金事業が来年度も、1年間ですが継続をすると、20日に閣議決定をするというニュースが流れております。また、ワクチンの接種についていま述べましたが、厚生労働省の審議会での議論が進められておりますが、そのように継続というニュースが流れております。また、この基金、五つ挙げておりますが、平群町ではどのような金額、この基金を受けているのかということですが、平成20年から23年、交付見込みも入れまして、約1億900万という額が平群町にこの基金が入っております。

どうか皆様に、この大切な基金の来年度以降の継続を求めるための意見書に御賛同をいただきますようお願いをいたします。

議長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより発議第13号について採決を行います。

本案については原案どおり可決し、意見書として関係行政庁へ送付することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決し、関係行政庁へ送付することに決しました。

日程第7 発議第14号 「介護職員処遇改善交付金事業」を平成24年度以降も継続することを求める意見書（案）

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

局 長

それでは朗読いたします。

発議第14号

「介護職員処遇改善交付金事業」を平成24年度以降も継続することを求める意見書（案）

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

平成23年12月16日

提出者 植田 いずみ

賛成者 山口 昌亮

「介護職員処遇改善交付金事業」を平成24年度以降も継続することを求める意見書（案）

厚生労働省介護保険部会で、平成24年4月からの介護報酬の改定が予定されており審議されているところです。超高齢化社会を迎えて介護を担う介護職員の不足が深刻で、その処遇改善の必要性が社会問題化した平成21年度、麻生内閣によって創設された「介護職員処遇改善交付金事業」は、平成23年度

で終了することになっています。

来年度の介護報酬改定にあたり、この交付金事業を継続するのか、処遇改善に相当するものを介護報酬に組み込むのかが大きな焦点といわれています。

私たちは次の2つの理由から、現在の交付金事業を平成24年度以降も継続することを求めるものです。第一に介護報酬の中に組み込めば、介護報酬の約2%に相当することとなり、このことが保険料の引き上げや利用料の増大に結びつきます。第二に介護職員の待遇改善はいまだ改善された状態にはなく、離職者が依然として高い状況が続いています。

そのため事業者は介護職員の確保に苦慮している状態です。介護報酬に組み込まれた場合、職員の処遇改善に結びつく保障がなくなります。介護報酬のアップ分を処遇改善に充てるか否かは事業者の判断次第ということになってしまいます。

このようなことから、国や関係機関に対して「介護職員処遇改善交付金事業」を平成24年度以降も継続していただくことを強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定にもとづき意見書を提出します。

以上でございます。

議長

提出者の趣旨説明を求めます。植田君。

5番

いま、局長のほうから読み上げていただきました。

先ほどの意見書の中にも、このさまざまな補助金事業が一応閣議決定、20日のときにされる第4次の補正予算の中に組み込まれるというふうな形で報道はされているのも聞きました。そういう中で、ただ、24年度以降もということですので、これが来年度で終わるのか、それ以降も続くのかというのはわかりませんので、ある意味この介護職員の処遇改善というのは本当にいま、これからの日本の社会が求めていく職種であります。

しかしながら、介護現場での就労の定着率が悪いということは、これも明らかであります。ハローワークに行っても、看護職、介護職の求人は本当に常にあるんですけども、ということはそのだけやっぱり労働条件やいろんなものがよくないというところで、そういう状況になっていると思います。これから、超高齢化社会を目前にして、ますますこの介護職員が必要とされる社会ですね、安心して働き続けられる、そのためにも処遇改善がされることが本当に求められています。

これは県議会でも採択がされたようですが、「介護職員の処遇改善交付金事業」を24年度以降も継続することを求める意見書についての御賛同をよろし

くお願いいたします。

以上です。

議 長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

続いて、これより討論に入ります。

「なし」の声あり

議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより発議第14号について採決を行います。

本案については原案どおり可決し、意見書として関係行政庁へ送付することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決し、関係行政庁へ送付することに決しました。

日程第8 発議第15号 暮らし・農業・医療を破壊するTPP（環太平洋連携協定）参加に反対する意見書（案）

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

局 長

それでは朗読いたします。

発議第15号

暮らし・農業・医療を破壊するTPP（環太平洋連携協定）参加に反対する意見書（案）

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

平成23年12月16日

提出者 山口 昌 亮

賛成者 植 田 いずみ

暮らし・農業・医療を破壊するTPP（環太平洋連携協定）参加に反対する意見書（案）

野田首相は、アジア太平洋経済協力会議（APEC）首脳会議で、環太平洋連携協定（TPP）交渉に参加するため関係国と協議に入ると表明しました。その後、米国側が首相は「全ての物品、サービスが交渉対象」と約束したと発表しました。首相は否定していますが、米国側が訂正を拒否しても日本側は訂正を求めています。首相は国会答弁でコメ、医療保険の自由化も否定しませんでした。

例外なしの関税撤廃を原則とするTPPに参加すれば、日本の農林水産業は壊滅的な打撃を受け、国民への安定的な食料自給と食の安全を土台から崩します。

農林水産省の推計でもコメの自給率は1割以下、食糧自給率は13%にまで落ちると言われています。これは、農漁業が主な産業である被災地の復興にも大きな妨げとなります。

食の安全の面では、米国は狂牛病の食肉検査や食品添加物の規制を緩めよと日本に要求しています。これがおこなわれれば、子ども達への食の安全が保障できなくなります。

食糧危機が言われて久しい昨今、自国の自給率を引き下げるTPPへの参加はこの国の根本的なあり方が問われており、絶対に許せません。

また、TPP参加は保険のきかない医療が拡大し所得に応じて受けられる医療が制限され、命と健康が脅かされます。日本の国民皆保険制度や医療そのものも崩壊させてしまう危険をはらんでいます。

国を滅ぼしかねないTPP参加反対の声は、全国でも奈良県でも農協や森林組合、医師会など幅広い運動が大きく広がっています。

国民の命と暮らしを守るため、TPPへの交渉参加表明を撤回し、参加しないことを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

以上でございます。

議長

提出者の趣旨説明を求めます。山口君。

6番

意見書（案）の内容は、いま朗読していただいたとおりであります。

ここでは、主に農業の問題、それから医療の問題で書いておりますけれども、このＴＰＰの問題はそれだけにとどまらずですね、国民生活さまざまな分野に影響を及ぼすということが既に言われていますし、また、野田首相が非常にややこしい言い方でしたけれども、関係国との協議に入る、事実上の参加表明をしたことによって、既にアメリカなどからですね、例外なく開放するようというさまざまな要望が高まっていることは、この間の報道でも御存じのとおりだと思います。

いずれにしても、平群町の場合も農業が基幹産業ということで位置づけておりますし、また先般も平群町農業委員会会長の辻本会長も参加した全国農業委員会会長会議でも、改めて参加を撤回してほしいという決議なども上がっています。

いずれにしても、いまの状況の中で拙速に参加することはもちろんですが、これを撤回するようにしないと、今後の日本の国の形まで問われかねない、こういうことが言われています。そういう立場からも、いまのようなＴＰＰ参加にひた走るやり方は改めなければならない、そういうことをやっぱり地方議会からも政府のほうにしっかりと意見を上げることが大事だというふうに考えますので、ぜひこの意見書（案）に御賛同いただきますようお願いして、私の趣旨説明といたします。

以上です。

議長

これより本案に対する質疑に入ります。井戸君。

1 番

ちょっと提案者の方にお聞きしたいんですけども、いますごく情報が乱れていまして、これがいいか悪いかというデメリットの部分はよく出てくるんですけども、メリットの部分っていうのがいまいわからない部分が多いといいますが、あるんですけども、提出者の山口議員としては、メリット面はどういうところを考えておられるのか、もしあれば教えていただきたいんですけど。

議長

山口君。

6 番

僕はメリットがあるとは余り思いませんが、巷間言われているのは、大企業、輸出する企業にとってはですね、関税がなくなることによって輸出しやすくなるというのがメリットだと言われているわけです。ただ、私たちが考えなければならないのは、国民生活にとってどうかということですね、大企業にとってのメリットが、例えばそこで働く労働者の賃金が上がるとか生活の向上に資する

とか、また日本全体の経済がよくなるとか、そういうことも言われると思うんですけれども、じゃあ、全体的に国民生活がどうなるのか。食の安全の問題、医療の問題、ここに書いてあるような問題も含めてですね、日本国民全体にとってどうかということをやっぱりしっかり考えないとだめだと。特に、3.11の東日本の大震災の後ですね、農業中心の北海道や東北ではですね、ほとんどの自治体が反対の決議を上げてるわけです。全国的にも、平群町は今回、意見書提出ですけれども、もう既に9月議会までに1,700ある自治体の相当な数の自治体がTPP参加反対、それから慎重にということも含め、多くの自治体が上げているということも事実ですし、ちなみに農水省の、このTPPに参加した場合の日本への影響、これは主に農業ですけれども、例えば食料自給率が既に40%を切って、いま39%と言われてますが、それが13%になるとか、北海道を中心に雇用が相当数減少する、全国的には350万という試算も出ています。

そういう点から見れば、日本の国の形を変えるような大きな問題という点から言っても、やっぱりいまひた走る、TPP参加のほうに真っすぐに走るというのはいかなものかということも含めて、政府のほうにですね、参加には反対するという意見書を上げる必要があるんじゃないかと私は考えています。

以上です。

議長

井戸君。

1 番

いま、ちょっとメリットのほうをお聞きしたんですが、なかなか日本国内においても情報っていうのが入ってこない、知らない人が多いと思うんです。ですから、ちょっとこれ、かなり難しい問題なんですけども、日本全体と見るか、ここ平群として見るかなので、いまのを聞かさせてもらいました。ありがとうございます。

議長

ほかございませんか。

「なし」の声あり

議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

続いて、これより討論に入ります。戎井君。

2 番

ＴＰＰ参加に反対の意思表示を現時点で行うことに反対いたします。

いまも井戸君からも少しありましたが、私たち国民はＴＰＰに関して何らの情報も得られていません。おっしゃられるように、農林水産業への壊滅的な打撃や食の安全への懸念、医療制度への悪影響、なにかんづく国民皆保険の崩壊等々、さまざま言われておりますが、そのどれもがどこまで信憑性があるのか、全くこれと相反する見通しを口にする推進派の方々もおられます。選挙民を意識してのパフォーマンスばかりの政治家や、発言に責任を持たない評論家たちがそれぞれ勝手な憶測を発信していて、聞かされる側はどれを信じていいのか戸惑うばかりであります。こんなときにこそ、外国で意思表示をするばかりではなく、国民に対して説明責任があるはずの政府は、自身の党内事情に縛られているのか、何一つ情報を出してきません。こんな状況では賛成も反対も判断のしようがないというべきであります。

いまの時点で反対の意見を採択するのは時期尚早という立場で、本意見書に反対します。

議 長

植田君。

5 番

私はこの意見書について賛成の立場から討論をさせていただきます。

情報が無いとおっしゃいますが、ここ最近、毎日のごとくマスコミではこのＴＰＰに対する情報が出ています。それを私たちがどう判断するのかということにかかっていると思うんですけれども、先ほど山口議員のほうからも少しありましたが、日本がＴＰＰに参加することは私たちの食料自給率、これを１３％と大幅に引き下げた上に、食の安全まで投げ捨てることにつながる。食料自給率が１３％に下がるということは、食糧危機が起こればひとたまりもないということ。また、農林水産業にかかわる雇用では、３５０万人がこのＴＰＰ参加で失業すること。国内総生産は８兆４，４００億円減少するとも言われています。このような試算は、農水省のほうからもそういう試算が出されているというふうに思いますが、また食の安全の面では、食肉の検査や農薬あるいは添加物の規制緩和など、食の安全が本当に保障されなくなります。ついこの間もテレビ報道であったんですけども、ＢＳＥの関係で日本は現在、２０カ月以内の牛肉の輸入しか認めてないと思うんですけど、これを３０カ月以内にせよというふうにアメリカから迫られていると。このことについて国内の畜産業者は、これではもう酪農家はやっていけないと、こういうふうな報道もされておりました。また、医療の分野でも保険のきかない診療が拡大して、民間医療保険や医薬品の市場開放を進めることになり、日本の皆保険制度は崩壊してしまいます。

この間、日本医師会など、あるいは薬剤師会も含めて、このＴＰＰ参加に反対を表明しているわけであります。まさに金の切れ目が命の切れ目に直結してしまいます。

ＴＰＰの最大の特徴は、農産物を含めてすべての物品の関税をなくすことを原則にしていること。それと、ＴＰＰ交渉は、物以外でも金融、保険、公共事業への参入、医療の規制緩和や労働者の移動の自由化など、私たちの生活にかかわる多くの重要な分野を対象にしています。

国の存亡にかかわるＴＰＰへの参加は絶対にすべきでないとの立場から、意見書に賛成をするものです。

以上です。

議長

ほかございませんか。

「なし」の声あり

議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより発議第１５号について採決を行います。

本案については原案どおり可決し、意見書として関係行政庁へ送付することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

議長

挙手多数であります。よって、本案については原案どおり可決し、関係行政庁へ送付することに決しました。

日程第９ 発議第１６号 政党助成金を廃止して東日本大震災被災者救援に使うことを求める意見書（案）

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

局長

それでは朗読いたします。

発議第１６号

政党助成金を廃止して東日本大震災被災者救援に使うことを求める意見書（案）

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

平成23年12月16日

提出者 山口昌亮

賛成者 植田いずみ

政党助成金を廃止して東日本大震災被災者救援に使うことを求める意見書（案）

政党助成金は、金権政治にたいする国民の批判を背景に「政治改革」関連法で小選挙区制とセットで、企業・団体献金も自粛する流れのなかで導入されました。1995年に実施されてから昨年までの16年間で26党に5,038億円の巨費を助成しています。

ところが現在、政党助成金を受け取っている政党のほとんどが企業や団体からも献金を受け取っています。企業・団体献金を受け取りながら政党助成金を受け取り続けることは国民を欺くものです。

昨年支給された政党助成金総額319億4,200万円のうち、民主党は171億516万円、自民党は102億6,381万円で、党本部収入に占める割合は、民主党83.8%、自民党70.9%となっています。このように、政党財政の主要な部分が公費によって賄われている現状は、政党が国民から遊離し、政治家が国民目線を忘れ、それが国民の政治離れを作り出しているともいえます。

また、本来、国庫に返納しなければならない政党助成金の残額がため込まれ返納されていません。国民の税金は本来、教育や医療など国民のために使われるべきです。しかも、国民の多くが貧困に苦しんでいるときに、政党が税金を食いつぶすことなど許されるものではありません。

3月11日に発生した東日本大震災では、1万人を超える死者とともに、津波による壊滅的な被害を受けました。原発事故に至っては、未だに収束の見込さえない状況です。そのようななかで苦しみを強いられている多くの被災者を考えるとき、この政党助成金を廃止して、被災者救援に使うことが最良の方法だと考えます。

以上のことから下記の通り要望します。

記

一、違法性の高い残額は直ちに返還を求めること。

一、返納と廃止によって確保した税金は東日本大震災救援に充てること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

以上でございます。

議長

提出者の趣旨説明を求めます。山口君。

6 番

内容は、これも読んでいただいたとおりなんですけれども、東日本大震災の被害の甚大さ、これはもう言うまでもないと思います。また、その復興にもですね、莫大な資金が必要なこともまた言うまでもないというふうに考えます。政府・民主党は、被災者救援や復興の財源を庶民増税、既にもう決まっているのもありますし、また消費税の引き上げなどで賄おうと、こういう考えのようではありますが、財源確保についてはもちろんさまざまな意見があるというのはわかるわけなんですけれども、国民の税金を強制的に政党助成金また政党交付金、名前はどちらもあるようなんですけれども、そういう形で政党の政治活動に使われる。一方で、いま意見書（案）の中にもありましたが、使い切りというか渡しっ放しというか、要するにその年度余っても返さない。一番ため込んでいるのが、いま大臣をしている蓮舫参議院議員だということでありますけれども、そんな金も数億円あるというようなやり方であります。この16年間で5,000億円という金がそちらへ使われている。

本来、政党っていうのは基本的に自分たちで支持していただく国民の方から浄財を集めて活動する。これが通常だと思います。それがですね、国の税金で、支持しようがしまいが国会議員の人数に応じて税金から賄う。これがまず間違いだということが一つあると思うんですね。

そういう中で、特に今回、大震災が起きて、もちろん年間320億円ではこの震災の復興や、また被災者の方の救援っていう金額から言えば全く足りない金額でありますけれども、まずやっぱり、こういう本来やるべきでないというか、一番にこういうお金を復興のほうに使っていく。もちろん、国民の皆さんにも負担を求めるといようなやり方に賛成する方もいらっしゃるかも知れませんが、まずそこを率先してですね、国政を動かしている国会議員の皆さんがこういう政党助成金を復興財源に回す措置をとる。これが私は本来の姿だというふうに思います。そういう意味で、一日も早く被災者の方々がもとの生活に戻るようにするためにも、これを廃止して、その分を全額被災者支援、また復興財源に使う。そういうことを地方からも意見として上げていく。こういうことが大事だということで意見書を提案しました。

ぜひ御賛同いただきますようお願いして、趣旨説明といたします。

以上です。

議長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

続いて、これより討論に入ります。繁田君。

11番

政党助成金を廃止して東日本大震災被災者救援に使うことを求める意見書については、反対の立場で討論をさせていただきます。

ただいまの趣旨説明、おっしゃりたいことはよくわかるんですけども、未曾有の災害でありました東日本大震災の救援については、政党助成金云々というよりも、政府が国の責任としてきちっと復興をすべきであって、その予算はきちっと予算づけをしなければならない性質のものであります。それを、政党助成金を廃止してそこに充てるという意見は、いろいろ意見としてはあるかもわかりませんが、私は全く別の問題だというふうにとらえています。

もとより政党助成金は、いろんな考え方があると思うんですけども、政治家とお金の関係を正していこうということで、かつてロッキード事件などがありましたような、そういう疑獄事件がありました。企業の献金によって政治家が判断を左右されるということがないように、一定の企業と金と政治家の関係を正そうというところから建前は発していたと思うんですけども、政党助成金制度ができた後も企業からの献金っていうのはなくなっておりません。ですから、その問題はやはりきちっと正していかなければいけないと思うんです。

山口議員おっしゃるように、政党というのは、その政党を支持、支援している方々の浄財をもって活動資金となすべきでありますし、政党もそのような形できちっと資金を調達すべきであると考えています。ですから、おっしゃるように、ことし12月の予定交付額も含めて5,358億円、政党に交付をされているというこの税金の使い方は根本的に私は間違いであると思いますし、正さなければならないと思います。特に、いま現在使い残した政党助成金が63億7,000万円もため込まれているということはゆゆしい問題でありますし、直ちにこのような制度は廃止すべきであると考えます。しかし、それを即、東日本大震災の救援に充てるというのはまた別の問題であると思いますので、救援は救援として政府が国の責任をもってきちんとやるべき問題であると考えています。

その意味から、政党助成金の廃止には賛成ですけども、この意見書の内容については反対の立場を表明させていただきます。

以上です。

議長

植田君。

5 番

私は、この意見書については賛成の立場で討論をさせていただきます。

いま、反対の討論者、賛成してくれはるんかなと思ったような討論だったんですが、そもそも政党助成金はですね、企業が金の力で政治に影響を与え、利益を図ることにつながる企業団体献金を廃止することで政治活動ができないと、議席に応じて税金から政党助成金として国民の思想信条、これを無視して共産党以外の政党に分配されてきました。共産党が受け取りを拒否していることから、本来国庫に返納すべきと思われる政党助成金も他の政党で分け取りをされていると、分配されているということです。

本来、政党の活動はですね、個人の寄附やカンパなどの浄財、あるいは機関紙などの経営収入を基本にすべきものだと考えます。先ほども山口議員のほうから趣旨説明でありましたが、それがいまでは右手で政党助成金、左手で企業献金を受け取る状況が当たり前のように行われています。

震災復興の今回の被災者救援に政治家が身を切ると言うならば、まず政党助成金の基金残高63億7,000万円を国庫に返納して、政党助成金を廃止すべきだと考えることから、一部にしかありませんけれども、それでもこの政党助成金というものはきちっと廃止をしていくべきだと、こういう立場で賛成討論といたします。

議長

ほかございませんか。高幣君。

7 番

ただいま、提案趣旨については十分聞いておりますが、ただ結論的に言えば、政党交付金と東日本大震災の救援資金というのはちょっと趣旨が違うんじゃないかなと思います。いま、日本では何が言われているかといいますと、国会の定数削減とか国会議員の報酬の問題とか、そちらのほうは政界のほうでは進んでおります。また、自民党的立場から見ましても、この問題については定数あるいは選挙区の問題、それから給与の問題、これもいま真っすぐに民主党とともに手を組んでやっていこうという形になっております。もちろん、政党交付金を受け取りになっていない政党さんもあることは十分承知いたしておりますけれども、東日本大震災あるいは原発の問題というのは、金額的にはこの政党交付金とは全く違う金額でございます。

もっといま考えなきゃならないのは、私は原発問題、それから被災者の支援

の問題、こういうところに力点を置いた政策を打っていくことが先決だと思います。そういう意味で私自身は今回、政党交付金でおっしゃっている趣旨はよくわかります。明確化をしなければならないと、これも当然であります、国の金をもらってる限りは。

だから、そういう意味で私自身はこの政党助成金という問題については別の角度で議論すべきものであって、これを東北大震災とかこういう形で持っていくのはちょっとおかしいのではないかなと思っておりますので、私は反対をさせていただきます。

議長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより発議第16号について採決を行います。

本案については原案どおり可決し、意見書として関係行政庁へ送付することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

議長

挙手少数であります。本案については否決です。

日程第10 委員会の閉会中の継続調査の件  
を議題といたします。

議会運営委員長より、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りいたしました閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議長

異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続

調査とすることに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議された事件については全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

町長、閉会に当たり、ごあいさつをお願いします。町長。

町 長

閉会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

今議会におきまして上程させていただきました案件につきましては、慎重な御審議をいただき、すべて可決、同意いただきましたこと、厚く御礼申し上げます。

議員各位には、ことしも1年間、町政へのさまざまな御提言あるいは御指導、御鞭撻をいただき、まことにありがとうございました。7年ぶりに赤字団体を脱し、明るい一条の光が差したとはいえ、平群町にはまだまだ課題が山積しており、状況によっては再び赤字団体に転落するような厳しい環境にあると認識しておかなければなりません。このような状況を乗り越え、財政基盤を確立し、町民の皆様に安心して住んでいただける、真の意味で未来に明るい展望が開けるようなまちづくりに向けまして、全職員一丸となって邁進してまいります。

議員各位におかれましては、今後におきましても御理解と御協力を賜りますようお願いする次第であります。

来年が、明るい希望に満ちた1年になりますよう祈念し、閉会に当たりましてのお礼のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

議 長

これをもって平成23年平群町議会第6回定例会を閉会いたします。

(ブー)

閉 会 (午後 3時12分)